

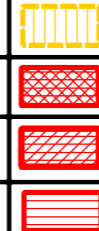
0 25 50 100
m

様式-2(土)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その1)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域

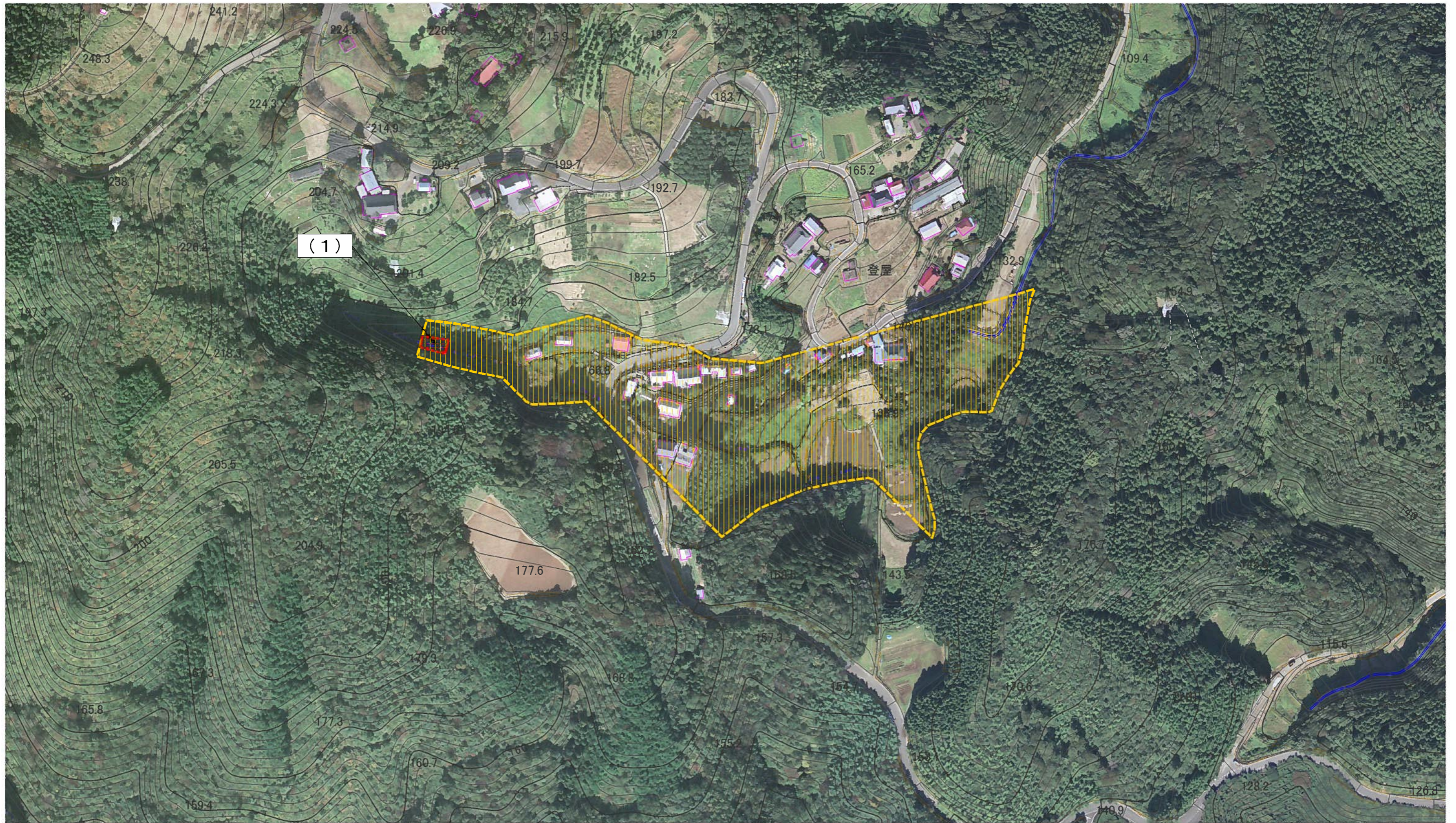
土砂災害
防止法施
行令第三
条の基準
に該当する
区域

土石流の高さが1mを超える場合、土石等の移動による力が50kN/mを超える区域
土石流の高さが1mを超える場合、土石等の移動による力が50kN/mを超えない区域
その他の区域



縮尺
1:2,500

自然現象の種類	土石流	箇所番号	308-II-012
告示番号	茨城県告示 第110号	溪流名	登屋
告示年月日	平成26年2月6日	所在地	茨城県常陸大宮市秋田



0 25 50 100
m

様式-2(土)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その1)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		
土砂災害 防止法施 行令第三 条の基準 に該当する 区域	土石流の高さが1mを超える場合、土石等の移動による力が50kN/mを超える区域	
	土石流の高さが1mを超える場合、土石等の移動による力が50kN/mを超えない区域	
	その他の区域	



縮尺
1:2,500

自然現象の種類	土石流	箇所番号	308-II-012
告示番号	茨城県告示 第110号	溪流名	登屋
告示年月日	平成26年2月6日	所在地	茨城県常陸大宮市秋田